

第2回 芦屋市ハラスメント事案に関する第三者調査委員会 会議要旨

日 時	令和2年12月10日（木） 18:00～19:45
場 所	芦屋市役所 本庁舎 東館3階 中会議室
出席者	委員 ミネルヴァ法律事務所 畠田 健治 弁護士 委員 由良・塚田法律事務所 塚田 朋子 弁護士 委員 山口法律会計事務所 東 尚吾 弁護士
事務局	総務部長 川原 智夏 人事課長 鳥越 雅也 人事係長 阿南 龍虎 人事課主査 中島 匠

1 会議次第

- (1) 今後の進め方について
- (2) その他

2 配布資料

- (1) 次第

3 審議経過

- (1) 今後の資料の取り扱いについて
調査委員会が調査の過程で収集した証拠資料については、調査委員会が処分権を有する。
- (2) 調査対象事項について
①パワーハラスメントの有無、②申出書を受領した後の芦屋市の対応、③上記①及び②の問題が生じた背景、④市におけるハラスメント発生時の対応や防止体制のあり方についての検証、提言が考えられるが、今後も引き続き検討する。
- (3) 調査完了の目途について
目標は3月上旬ごろとする。ただし、調査対象事項の範囲により、変動する可能性がある。
- (4) 報告書のイメージについて
概要版は作成せず、個人が特定される情報を消した状態で公開をする。
- (5) 事務局の役割について
市庁舎内で行う調査委員会の議事要旨作成、面談調整等とする。

4 次回の第三者調査委員会

令和2年12月24日(木) 18時30分～ 芦屋市役所本庁舎北館4階理事者控室2